

1. 一般補助の計算の概要

計算表 4-1

平成23年度 費目別補助金配分額計算表

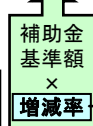
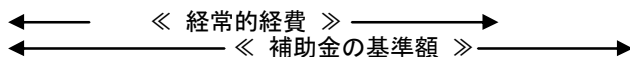
補助費目等	員数 (a) (人)	単価 (b) (千円)	経常的経費 (c = a × b) (千円)	補助金基準額 (d = c × 率) (千円)	増減率 (e)	第一次調整額 (f = d × e) 第二次調整額 (g) (Δ) (千円)	圧縮前額 h = d + f + g (千円)	圧縮率 (i)	圧縮後額 (j = h × i) (千円)	第三次調整額 (Δ) (k) (千円)	補助金額 (l = j + k) (千円)
教員給与費											
教員経費											

n

$$\left[ \text{員数} \times \text{単価} \times \text{補助率} \pm \text{第一次調整} - \text{第二次調整} \right] \times \text{圧縮率} = \text{補助金額}$$

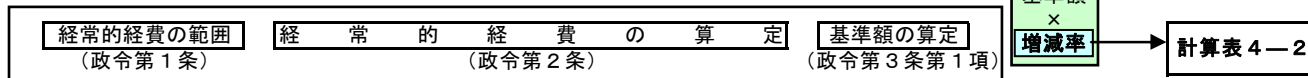
(17~22) (23~27) (12, 28~30) (32)

☆資料参照ページ



- ①高額給与調整
- ②高額寄付金調整等

22年度 0.7091996 (0.7892204)  
23年度 0.8327009 (0.7803659)  
※ ( ) は退職金財団掛金補助の圧縮率



	【計算の単位】	【計算表】	【関連調査票】
① 専任教員給与費 (退職金財団掛金補助含む)	専任教員等数 × 1人当たり年間標準給与費 左の5/10	学部等 ⇒ 4-3	専任教員等個人票 私立大学退職金財団掛金支出調査票
② 専任職員給与費 (退職金財団掛金補助含む)	専任職員数 × 1人当たり年間標準給与費 左の5/10	学校 ⇒ 4-1	専任教員等個人票 私立大学退職金財団掛金支出調査票
③ 非常勤教員給与費	非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費 左の4/10	学校 ⇒ 4-1	非常勤教員調査票
④ 教職員福利厚生費	専任教職員数 × 1人当たり標準経費 非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費 × 率 左の4/10	学校 ⇒ 4-1	専任教職員・非常勤教員福利厚生費調査票
⑤ 教育研究経常費	専任教員等数 × 1人当たりの金額	学部等 ⇒	専任教員等個人票 教員経費に係る調査票〔ポスト・ドクター等〕 学生定員・現員調査票
	PD・RA・TA × 1人当たりの金額		
⑤ 学生経費	障がい者数 × 1人当たりの金額	学部等 ⇒	学生定員・現員調査票 学生経費に係る調査票①〔障がい者〕 学生経費に係る調査票②〔ICT〕
	障がい者受入れに係る取組み × 1件当たりの金額		
	ICTに係る取組み × 1件当たりの金額		
⑥ 厚生補導費	学生数(定員内現員) × 1人当たりの金額 左の5/10	学校 ⇒ 4-1	学生定員・現員調査票
⑦ 研究旅費	専任教員数 × 1人当たりの金額 左の5/10	学部等 ⇒ 4-3	研究旅費支出調査票

注：経常的経費の算定は、上記各項目ごとに学校の実支出額を限度とする。

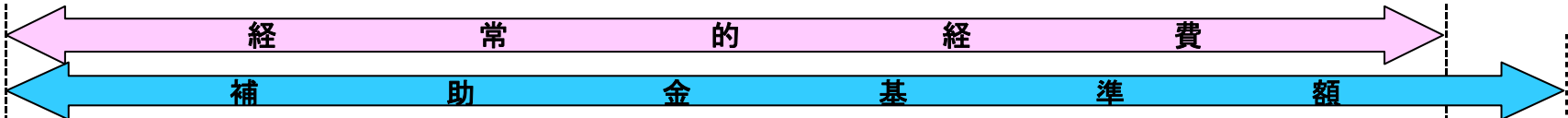
認証評価経費	大学等ごとの認証評価に係る経費	左の5/10	学校 ⇒ 4-1	認証評価経費調査票
--------	-----------------	--------	----------	-----------

注：認証評価経費の算定は、増減率および圧縮率による調整は行わない。

基礎調査で申請  
電子窓口で申請

◎「補助金の基準額」部分の詳細図（平成23年度）

□の費目については学部等ごとに計算  
その他の費目については学校ごとに計算



補助費目等	員数	単価	加算措置	補助率																
教員給与費	大学の学部、短大・高専の学科ごとの専任教員等（専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教又は助手）の人数	（各大学等の実際の支出単価が、以下の額を下回る場合は実際の支出単価） 大学 5,731 千円 短大・高専 4,871 千円	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">[以下の合計額を加算]</td> <td rowspan="4">× 5/10</td> </tr> <tr> <td>PDの人数</td> <td>× 3,000千円</td> </tr> <tr> <td>RA・研究支援者の人数</td> <td>× 800千円</td> </tr> <tr> <td>TAの人数</td> <td>× 146千円</td> </tr> </table>	[以下の合計額を加算]		× 5/10	PDの人数	× 3,000千円	RA・研究支援者の人数	× 800千円	TAの人数	× 146千円	× 5/10							
[以下の合計額を加算]		× 5/10																		
PDの人数				× 3,000千円																
RA・研究支援者の人数				× 800千円																
TAの人数				× 146千円																
教員経費		<table border="1"> <tr> <td>大学 博士 教授、准教授</td> <td>1,972 (2,928) 千円</td> </tr> <tr> <td>大学 博士 講師、助教、助手</td> <td>1,872 (2,828) 千円</td> </tr> <tr> <td>修士 教授、准教授</td> <td>1,176 千円</td> </tr> <tr> <td>修士 講師、助教、助手</td> <td>1,076 千円</td> </tr> <tr> <td>学部</td> <td>590 (1,330) 千円</td> </tr> </table> <p>※（ ）は、医歯学部及び獣医学を履修する学生。 ただし、医学部看護学科の学生を除く。</p>		大学 博士 教授、准教授	1,972 (2,928) 千円	大学 博士 講師、助教、助手	1,872 (2,828) 千円	修士 教授、准教授	1,176 千円	修士 講師、助教、助手	1,076 千円	学部		590 (1,330) 千円	<table border="1"> <tr> <td>短大・高専</td> <td>590 千円</td> </tr> <tr> <td>大学・短大・高専</td> <td>70 千円</td> </tr> </table>	短大・高専	590 千円	大学・短大・高専	70 千円	
大学 博士 教授、准教授		1,972 (2,928) 千円																		
大学 博士 講師、助教、助手		1,872 (2,828) 千円																		
修士 教授、准教授		1,176 千円																		
修士 講師、助教、助手		1,076 千円																		
学部	590 (1,330) 千円																			
短大・高専	590 千円																			
大学・短大・高専	70 千円																			
研究旅費	<table border="1"> <tr> <td>大学・短大</td> <td>5,100 円</td> </tr> <tr> <td>高専</td> <td>4,500 円</td> </tr> </table>	大学・短大	5,100 円	高専	4,500 円	× 4/10														
大学・短大	5,100 円																			
高専	4,500 円																			
非常勤教員給与費	非常勤教員の担当授業時間数	× 4/10																		
教員等福利厚生費	専任教員等の人数	<table border="1"> <tr> <td>大学</td> <td>376 千円</td> <td>短大・高専</td> <td>319 千円</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>17 千円</td> <td>短大・高専</td> <td>15 千円</td> </tr> </table>	大学	376 千円	短大・高専	319 千円	大学	17 千円	短大・高専	15 千円	× 4/10									
大学		376 千円	短大・高専	319 千円																
大学	17 千円	短大・高専	15 千円																	
非常勤教員福利厚生費	非常勤教員の担当授業時間数	<table border="1"> <tr> <td>大学</td> <td>54 千円</td> <td>短大・高専</td> <td>46 千円</td> </tr> </table>	大学	54 千円	短大・高専	46 千円														
大学	54 千円	短大・高専	46 千円																	
退職金財団掛金補助	専任教員等の人数	<table border="1"> <tr> <td>大学</td> <td>5,100 千円</td> <td>高専</td> <td>4,500 千円</td> </tr> <tr> <td>大学・短大</td> <td>5,100 千円</td> <td>高専</td> <td>4,500 千円</td> </tr> </table>	大学	5,100 千円	高専	4,500 千円	大学・短大	5,100 千円	高専	4,500 千円	× 4/10									
大学		5,100 千円	高専	4,500 千円																
大学・短大	5,100 千円	高専	4,500 千円																	
退職金財団掛金補助	専任教員等の人数	<table border="1"> <tr> <td>大学</td> <td>5,100 千円</td> <td>高専</td> <td>4,500 千円</td> </tr> </table>	大学	5,100 千円	高専	4,500 千円														
大学	5,100 千円	高専	4,500 千円																	
職員給与費	専任職員の人数	大学 457 千円 短大 394 千円 高専 390千円	× 5/10																	
職員福利厚生費		3,601 千円		× 5/10																
退職金財団掛金補助		236 千円			× 4/10															
退職金財団掛金補助		11 千円				× 5/10														
退職金財団掛金補助	34 千円	× 5/10																		
退職金財団掛金補助	286 千円		× 5/10																	
学生経費	大学の学部・短大・高専の学科ごとの学生の人数（收容定員数と在籍学生数のいずれか少ない方。以下「定員内現員」という。）			<table border="1"> <tr> <td>大学</td> <td>大学院 博士 404 (504) 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修士 292 (352) 千円</td> </tr> <tr> <td>学部</td> <td>68 (78) 千円 【93 (103) 千円】</td> </tr> </table> <p>※（ ）は、医歯学部及び獣医学を履修する学生。 ただし、医学部看護学科の学生を除く。 ※【 】は、地方中小規模校</p>	大学		大学院 博士 404 (504) 千円		修士 292 (352) 千円	学部	68 (78) 千円 【93 (103) 千円】	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">[以下の合計額を加算]</td> <td rowspan="4">× 5/10</td> </tr> <tr> <td>障がい者の人数</td> <td>× 800千円</td> </tr> <tr> <td>障がい者に係る取組み数</td> <td>× 200千円</td> </tr> <tr> <td>ICTに係る取組み数</td> <td>× 200千円</td> </tr> </table> <p>※取組み数については学校ごとに算出した上で、当該学校の中で收容定員が最も多い学部等（複数ある場合は、その中で増減率の最も高い学部等）に加算する。</p>	[以下の合計額を加算]		× 5/10	障がい者の人数	× 800千円	障がい者に係る取組み数	× 200千円	ICTに係る取組み数
				大学	大学院 博士 404 (504) 千円															
				修士 292 (352) 千円																
学部	68 (78) 千円 【93 (103) 千円】																			
[以下の合計額を加算]		× 5/10																		
障がい者の人数	× 800千円																			
障がい者に係る取組み数	× 200千円																			
ICTに係る取組み数	× 200千円																			
厚生補導費	学生の人数(定員内現員)	短大・高専（通信教育を除く） 68千円 【93千円】 （大学評価・学位授与機構の認定を受けた短大・高専の専攻科を含む） ※【 】は、地方中小規模校	× 5/10																	
厚生補導費	学生の人数(定員内現員)	通信教育 51千円 3,900 円（通信教育（学部・学科）の場合 1,000円）																		

◎「第一次調整（増減率）」部分の詳細図（平成23年度）

計算表 4-2 平成23年度 専任教員及び学生の経費に係る増減率算定表

学部等名	[入学定員(a)] <定員除編(c)> 学生定員(e) (人)	[入学現員(b)] <現員除編(d)> 学生現員(f) (人)	専任教員 等数 (g) (人)	A区分算定基礎数		A区分		B区分		率合計	補正率		増減率
				<留年除編> 留年含編 (人)	<現員除編(h)> 現員含編(i) (人)	割合<h/c> i/e (%)	増減率 ① (%)	人員 f/g e/g (人)	増減率 ② (%)	④= ①+②+③ (%)	給与指数⑤ 情報公表⑥ (%)	高額給与⑦ 収入超過⑧ (%)	④+⑤+⑥ +⑦+⑧ (%)
							①		②				

小計	計 (ア) (通信教育分は除く)			学生納付金収入 (j) (千円)	教研費等支出 (k) (千円)	C区分 割合<k/j> (%)		増減率 ③ (%)	教員給与指数	職員給与指数	増減率⑤ (%)
	通信教育分(イ) 大学院分(ウ)					③		③			⑤
合計	計 (ア+ウ)					⑥		⑦			⑧

6

【増減率】	【配分基準】	【計算の単位】	【関連調査票】
① 学部等ごとの 収容定員に対する 在籍学生数の割合 (A区分)	別表2	学部等	学生定員・現員調査票 留年者調査票(就職内定取消しを受けた学生 数、就職困難による卒業延期者を含む)
② 学部等ごとの 専任教員等の数に 対する在籍学生数 (B区分)	別表3	学部等	学生定員・現員調査票 専任教員等個人票
③ 学生納付金収入に対す る教育研究経費支出及 び設備関係支出の割合 (C区分)	別表4	学校	収入支出調査票
⑤ 教員・職員 給与指数	別表5	学校	専任教員等個人票 専任職員個人票
⑥ 情報の公表	別表6	学校	情報の公表に係る調査票
⑦ 高額給与	別記6 別表7	学校	専任教員等個人票 専任職員個人票 役員報酬等調査票
⑧ 差引収入超過額	別表8	学校	収入支出調査票

基礎調査で申請  
電子窓口で申請

2. 費目別補助金配分額計算表の例

計算表4-1

平成23年度 特別補助金配分額計算表

係数表	23E002
補正表	23F002
N O	02

補助費目等	員数 (a) (人)	単価 (b) (千円)	経常的経費 (c=a×b) (千円)	補助金基準額 (d=c×率) (千円)	増減率 (e) (%)	第一次調整額 (f=d×e) 第二次調整額 (g)(△) (千円)	圧縮前額 (h=d+f+g) (千円)	圧縮率 (i)	圧縮後額 (j=h×i) (千円)	第三次調整額 (△) (k) (千円)	補助金額 (l=j+k) (千円)
教員給与費	248	/	1,421,288	710,642	別表	△ 143,965 △ 1,000	565,677	0.832700900	471,040	△ 0	471,040
教員経費	248	/	302,108	151,054	別表	△ 29,174 △ 0	121,880	0.832700900	101,490	△ 0	101,490
研究旅費	248	/	15,238	7,619	別表	△ 1,532 △ 0	6,087	0.832700900	5,069	△ 0	5,069
非常勤教員給与費	19,681 25,010	5,100 (円)	100,373	40,149	▲ 21.0	△ 8,432 △ 0	31,717	0.832700900	26,411	△ 0	26,411
教員等福利厚生費	/	/	110,660	44,264	0.0	△ 0 △ 0	44,264	0.832700900	36,859	△ 0	36,859
非常勤教員福利厚生費	/	/	301	120	0.0	△ 0 △ 0	120	0.832700900	100	△ 0	100
退職金財団掛金補助	248	457	113,336	56,668	0.0	△ 0 △ 0	56,668	0.780365900	44,222	△ 0	44,222
職員給与費	150	3,601 (7,552)	540,150	270,075	▲ 21.0	△ 56,716 △ 2,000	211,359	0.832700900	175,999	△ 0	175,999
職員福利厚生費	/	/	42,015	16,806	0.0	△ 0 △ 0	16,806	0.832700900	13,994	△ 0	13,994
退職金財団掛金補助	145	286	41,470	20,735	0.0	△ 0 △ 0	20,735	0.780365900	16,181	△ 0	16,181
学生経費	4,929	/	403,380	203,290	別表	△ 40,443 △ 0	162,847	0.832700900	135,603	△ 0	135,603
学生厚生補導費	4,929	/	19,223	9,611	▲ 21.0	△ 2,019 △ 0	7,592	0.832700900	6,322	△ 0	6,322
福利厚生費及び厚生補導費の算定は下記の内訳から			3,109,542	1,531,033		△ 282,281 △ 3,000	1,245,752		1,033,290	△ 0	1,033,290

内訳	種別	金額	
		千円	円
教員等福利厚生費	長期	248	376
	労災	246	17
	雇用	245	54
職員福利厚生費	長期	150	236
	労災	147	11
	雇用	147	34
非常勤教員福利厚生費	長期	0	0
	労災	19,681	5,100
	雇用	25,010	301
厚生補導費	本課	4,929	3,900
	通教	0	1,000

認証評価経費②	1,000
私大奨学③	0
一般補助④ (①+②+③)	1,034,290
特別補助⑤	153,025
補助金額 (④+⑤)	1,187,315

人数調整の内容(人)	
病床数	0
助手枠	0
その他	0
計	0
医学部	0
教員枠	0
その他	0
計	0

教員給与費	471,040	非常勤教員給与費	26,411
職員給与費	175,999	福利厚生費	50,953
教育研究経常費	391,118	専任教員	(36,859)
教員経費	(101,490)	専職員	(13,994)
学生経費	(135,603)	非教員	(100)
認証評価特別補助	(1,000)	退職金財団掛金補助	60,403
研究旅費	(153,025)	専教員	(44,222)
研究旅費	5,069	専職員	(16,181)
厚生補導費(③を含む)	6,322		

学校名 1319... 1-03  
東西大

上段：対象員数  
下段：申請員数

単価の斜線部分は  
計算表4-3、計算表4-4で算定

学部ごとの増減率は計算表4-2、  
学校増減率は計算表4-3で算定

第一次調整額：増減率による調整  
第二次調整額：金額による調整

10

特別補助額は別に算定

申請人数(認定数)と対象人数(算定基礎数)の差について調整事由別に表示

補助金額を費目別にまとめて表示

学部等名	[入学定員(a)] <定員除編(c)> 学生定員(e) (人)	[入学現員(b)] <現員除編(d)> 学生現員(f) (人)	専任教員 等数 (g) (人)	A 区分算定基礎数		A 区分		B 区分		率合計 ④= ①+②+③ (%)	補正率		増減率 ④+⑤+⑥ +⑦+⑧ (%)
				<留年除編> 留年含編 (人)	<現員除編(h)> 現員含編(i) (人)	割合<h/c> i/e (%)	増減率 ① (%)	人員 f/g e/g (人)	増減率 ② (%)		給与指数⑤ 情報公表⑥ (%)	高額給与⑦ 収入超過⑧ (%)	
理工学部 031-1-03	(320) <1,280> 1,280	(276) <1,335> 1,335	59	<72> 72	<1,280> 1,280	<100.0> 100.0	9.0	22.6	▲ 4.0	▲ 5.0	▲ 0.0 1.0	▲ 0.0 ▲ 2.5	▲ 6.5
文芸学部 062-1-03	(390) <1,560> 1,560	(431) <1,953> 1,953	79	<94> 94	<1,859> 1,859	<119.1> 119.1	▲ 12.0	24.7	▲ 6.0	▲ 28.0	▲ 0.0 1.0	▲ 0.0 ▲ 2.5	▲ 29.5
国際文化学部 068-1-03	(360) <960> 1,000	(434) <1,112> 1,128	55	<6> 6	<1,106> 1,122	<115.2> 112.2	▲ 9.0	20.5	▲ 2.0	▲ 21.0	▲ 0.0 1.0	▲ 0.0 ▲ 2.5	▲ 22.5
人間社会学部 100-1-03	(210) <840> 840	(235) <996> 996	55	<41> 41	<955> 955	<113.6> 113.6	▲ 6.0	18.1	▲ 2.0	▲ 18.0	▲ 0.0 1.0	▲ 0.0 ▲ 2.5	▲ 19.5

<定員除編>: 編入学除く  
学生定員: 編入学含む

学部等ごとの収容定員に対する  
在籍学生数の割合

学部等ごとの専任教員等の数  
に対する在籍学生数

下記⑤~⑧で算定

11

定員超過学部等の場合、要件に該当する留年者数を控除して「A区分算定基礎数」を算出

上段(除編)と下段(含編)の値は、増減率が低くなる方を算定に使用

学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合

教職員給与指数による減額補正

**ポイント**  
学部等の増減率はこの計算表 4-2 で算定

小計	計 (ア) (通信教育分は除く)	(1,280) <4,640> 4,680	(1,376) <5,396> 5,412	248
	通信教育分(イ)	0	0	
	大学院分(ウ)	0	0	
合計 (ア+ウ)	4,680	5,412		

学生納付金収入(j) (千円)	1,250,000	教研費等支出(k) (千円)	625,000	C 区分 割合(k/j) (%)	50.0	増減率 ③ (%)	▲ 10.0
-----------------	-----------	----------------	---------	---------------------	------	--------------	--------

教員給与指数	92	職員給与指数	105	増減率⑤ (%)	▲ 0.0
--------	----	--------	-----	----------	-------

情報公表状況による補正

情報の公表 増減率⑥ (%)	1.0
-------------------	-----

高額給与による減額補正

高額給与 増減率⑦ (%)	▲ 0.0
------------------	-------

収入超過状況による減額補正

差引収入超過額 (千円)	-852,000	増減率⑧ (%)	▲ 2.5
--------------	----------	----------	-------

調整係数表	23E002
補正表	23F002
N O	02

(注) A区分: 収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率。  
<>内は編入学を除いた数である。増減率①は低い方の増減率とする。  
B区分: 専任教員等の数に対する在籍学生数による増減率。  
原則として f/g とするが、e>f のときは、e/g とする。ただし、夜間部、第三部の学部等を除く。  
C区分: 学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合による増減率。

学校名	131999A01-03 東西大学
-----	----------------------

学部等名	教員数(a) 配分基礎数	区分	教員数(c) (人)	教員経費		研究旅費		経常的経費 (h=a×b×e) (千円)	補助金基準額 (i=h×0.5) (千円)	増減率(j) (%)	第一次調整額 (k=i×j) (千円)	圧縮前額 (m=i+k+1) (千円)	圧縮後額 (n=m×圧縮率) (千円)	補助金額 教給与費/経 費/研究旅費 (P=n+o) (千円)
				単価 (d) (千円)	経常的経費 (e=c×d) (千円)	単価 (f) (千円)	経常的経費 (g=c×f) 申請額 (千円)							
理工学部 031-1-03	59 5,731 9,294	博教他	31	1,972	61,132	70	2,170	338,129 (給与) 103,360 (経費) 3,400 (旅費)	169,064	▲ 6.5	10,990 1,000	157,074	130,796 0	130,796
		博講他	5	1,872	9,360	70	350							
		修教												
		修講												
		他医他	23	590	13,570	70	1,610							
小計	0		84,062		4,130 3,400	1,700	111 0	1,589	1,323 0	1,323				
文芸学部 062-1-02	79 5,731 9,294	PD, RA, TA	5	3	13	19,298		452,749 (給与) 112,580 (経費) 38 (旅費)	274	▲ 22.5	66,781 0	159,593	132,893 0	132,893
		博教他	23	1,972	45,076	70	2,310							
		博講他	3	1,872	5,616	70	840							
		修教					560							
		修講												
他医他	26	590	15,076	70	0									
小計	0					38	434 0	1,491	1,242 0	1,242				
国際文化学部 068-1-02	55 5,731 9,294	PD, RA, TA	0	0	2			315,205 (給与) 53,718 (経費) 3,850 (旅費)	157,602	▲ 19.5	35,461 0	122,141	101,707 0	101,707
		博教他	28	1,176	32,928	70	1,960							
		博講他	10	1,076	10,760	70	700							
		修教												
		修講												
他医他	17	590	10,030	70	1,190									
小計	0		53,718		3,850 4,254	1,925	434 0	1,491	1,242 0	1,242				
人間社会学部 100-1-02	55 5,731 9,294	PD, RA, TA	0	0	2			315,205 (給与) 32,450 (経費) 3,850 (旅費)	157,602	▲ 21.0	30,733 0	126,869	105,644 0	105,644
		博教他	28	1,176	32,928	70	1,960							
		博講他	10	1,076	10,760	70	700							
		修教												
		修講												
他医他	17	590	10,030	70	1,190									
小計	0		53,718		3,850 4,254	1,925	434 0	1,491	1,242 0	1,242				
計	248 5,731 9,294	PD, RA (研究支援者含む), TA等内訳	単位: 千円		合計		(給与)		710,642	▲ 21.0	143,965 1,000	565,677	471,040 0	471,040
		人数	単価	合計										
		PD	5	3,000	15,000									
		RA	3	800	2,400									
		TA	15	146	2,190									
		合計	23		19,590									

上段: 基準単価  
下段: 平均給与  
低い額を算定に使用

教員経費の経常的経費  
小計欄とPD, RA, TA  
欄の合計額

計算表 4-2  
で算定

PD数 × 3,000千円  
RA数 × 800千円  
TA数 × 146千円  
の合計額

上段: 計算した経費 (対象人数 × 基準単価)  
下段: 申請した経費  
低い額を算定に使用

【大学】〈博士〉教授、准教授 (医歯) … 博教医  
講師、助教、助手 (医歯以外) … 博教他  
講師、助教、助手 (医歯) … 博講医  
講師、助教、助手 (医歯以外) … 博講他  
〈修士〉教授、准教授 … 修教  
講師、助教、助手 … 修講  
〈学部〉 (医歯) … 他医  
(医歯以外) … 他他  
【短期大学、高等専門学校】 … 他他

計算表 4-1 の非常勤教員給与費、職員給与費、  
厚生補導費で使用する増減率 (学校増減率)  
▲143,965 / 710,642 × 100 = ▲20.258  
= ▲21.0  
※ 小数点以下切り上げ (プラスの場合は切り捨て)

(注) 教員数(a)(c)は、病床数調整後の人数

人数調整の内容(人)	
病床数	0

調整係数表	23E002
補正表	23F002
N O	02

計算表 4-4

平成23年度 学生に係る補助金額計算表

計算表 4-2  
で算定

学部等名	種別	学生数		対象学生数 (c=a, b) (人)	学生経費単価 (d) (千円)	経常的経費 (e=c×d) (千円)	補助金基準額 (f=e×0.5) (千円)	増減率 (g) (%)	第一次調整額 (h=f×g) 第二次調整額 (i)(△) (千円)	圧縮前額 (j=f+h+i) (千円)	圧縮後額 (k=j×圧縮率) 第三次調整額 (l)(△) (千円)	補助金額 (m=k+l) (千円)
		(編定員) 定員 (人) (a)	(編現員) 現員 (人) (b)									
理工学部	博士		12	12	404	4,848						
	修士		40	40	292	11,680						
	専門一般	(0)	640	(0) 687	68	43,520	52,184	▲ 6.5	△ 3,392	48,792	40,630	40,630
	合計	(0)	640	(0) 648	68	43,520						
031-1-03	障がい者等 (障がい者数, 障取, ICT取)		1,332	1,400	1,332	104,368			△ 0		△ 0	
文芸学部	博士		42	44	404	9,696						
	修士		56	63	292	18,556						
	専門一般	(0)	780	(0) 1,109	68	76,040	65,366			46,083	38,373	38,373
	合計	(0)	780	(0) 1,109	68	53,040						
062-1-02	障がい者等 (障がい者数, 障取, ICT取)		1,658	2,029	1,658	130,732			△ 0		△ 0	
国際文化学部	博士		0	0	404	0						
	修士		12	13	292	3,716						
	専門一般	(40)	440	(16) 475	68	32,360				27,075	22,545	22,545
	合計	(0)	560	(0) 653	68	45,076						
062-1-02	障がい者等 (障がい者数, 障取, ICT取)		1,012	1,141	988	69,776					△ 0	
人間社会学部	博士		27	40	404	10,908						
	修士		115	143	292	33,580						
	専門一般	(0)	420	(0) 538	68	28,560	50,804	▲ 19.5	△ 9,907	40,897	34,055	34,055
	合計	(0)	420	(0) 458	68	28,560						
100-1-02	障がい者等 (障がい者数, 障取, ICT取)		982	1,179	982	101,608			△ 0		△ 0	

障がい者取組み数及びICT取組み数については、当該学校の中で収容定員が最も多い学部等（複数ある場合は、その中で増減率の最も高い学部等）に加算

計	大学院本課	304	328	273	/	86,772	203,290	/	△ 40,443	162,847	135,603	135,603
	計	4,984	5,740	4,929		403,380						
	通教	0	0	0		0						
	合計	4,984	5,740	4,929		403,380						
	障がい者等			7		3,200						

調整係数表 23E002  
補正表 23F002  
NO 02

(注) ( ) 内は編入学定員/現員である。

障がい者等 ( 3,200 ) 内訳  
障がい者数 ( 3 \* 800 ) 障取 ( 3 \* 200 ) ICT ( 1 \* 200 ) 単位:千円

学校名 131999A01-03  
東西大学

### 3. 平成23年度一般補助の主な配分方法変更点

平成23年度の一般補助配分方法については、主に以下の5点の変更を行いました。

- (1) 教員経費・学生経費の単価の増額
- (2) 教員経費・学生経費への加算措置の導入
- (3) 情報公表に係る傾斜配分の強化
- (4) 定員充足状況(超過または未充足)による傾斜配分の強化
- (5) 財政状況(収入超過状況)による傾斜配分の強化

#### (1) 教員経費・学生経費の単価の増額

##### 【改正趣旨】

前年度まで特別補助において対象としていた取組のうち、共通的な取組として一般化したものについて、一般補助において支援する。

##### 【改正内容】

###### 《教員経費の単価》

区分				平成22年度	平成23年度	
大学	博士課程 (新規)	教授、准教授	医・歯	1,330	2,928	
			医・歯以外	590	1,972	
		講師、助教、助手	医・歯	1,330	2,828	
			医・歯以外	590	1,872	
	修士課程 (新規)	教授、准教授		590	1,176	
		講師、助教、助手		590	1,076	
	学部			医・歯	1,330	1,330
				医・歯以外	590	590
短期大学・高等専門学校				330	590	

※医・歯：医・歯学部の教員に適用(医学部看護学科に所属する教員は除く)

###### 《学生経費の単価》

区分				平成22年度	平成23年度
大学	大学院	博士課程	医・歯	256	504
			医・歯以外	156	404
		修士課程	医・歯	176	352
			医・歯以外	116	292
	専門職学位課程			116	292
	学部	医・歯	一般	36	78
			地方中小規模	61	103
		医・歯以外	一般	26	68
地方中小規模			51	93	
短期大学・高等専門学校		一般	26	68	
		地方中小規模	51	93	
通信教育				9	51

※医・歯：医・歯学部(生命歯学部を含む)及び獣医学を履修する課程の学生に適用(医学部看護学科の学生を除く)

##### 【私立大学等経常費補助金配分基準(平成24年2月)における該当箇所】

- 《教員経費》Ⅲ-5ア、別表1(1)
- 《学生経費》Ⅲ-5ア、別表1(2)

##### 【関係する調査票(平成23年度)】

- 《教員経費》大学等専任教員等・個人票
- 《学生経費》学生定員・現員調査票

##### 【費目別補助金配分類計算表(平成23年度)における該当箇所】

- 《教員経費》計算表「4-3」 教員経費 単価(d)
- 《学生経費》計算表「4-4」 学生経費 単価(d)



## (2) 教員経費・学生経費への加算措置の導入

### 【改正趣旨】

前年度まで、特別補助において対象としていた取組のうち、共通的な取組として一般化したものについて、一般補助において支援する。

### 【改正内容】

《教員経費の経常的経費への加算》

- (a) PD(ポスト・ドクター):1人当たり3,000千円
- (b) 研究支援者・RA(リサーチ・アシスタント):1人当たり800千円
- (c) TA(ティーチング・アシスタント):1人当たり146千円

《学生経費の経常的経費への加算》

- (a) 障がいのある学生:1人当たり800千円
- (b) 障がいのある学生に対する具体的配慮の取組状況:1取組当たり200千円
- (c) ICTを活用した教育研究環境の整備状況:1取組当たり200千円

### 【私立大学等経常費補助金配分基準(平成24年2月)における該当箇所】

- 《PD・研究支援者・RA・TA》Ⅲ-5ア、別表1(3)
- 《障がいのある学生・障がいのある学生に対する具体的配慮の取組状況》Ⅲ-5ア、別表1(4)・(5)
- 《ICTを活用した教育研究環境の整備状況》Ⅲ-5ア、別表1(6)

### 【関係する調査票(平成23年度)】

- 《PD・研究支援者・RA・TA》教員経費に係る調査票〔ポスト・ドクター等〕 様式20-1～20-5
- 《障がいのある学生・障がいのある学生に対する具体的配慮の取組状況》  
学生経費に係る調査票①〔障がい者〕 様式21-1・21-2
- 《ICTを活用した教育研究環境の整備状況》学生経費に係る調査票②〔ICT〕 様式22

### 【費目別補助金配分類計算表(平成23年度)における該当箇所】

- 《教員経費の経常的経費への加算》計算表「4-3」 PD・RA・TA
- 《学生経費の経常的経費への加算》計算表「4-4」 障がい者等(障がい者数、障取、ITC取)

## (3) 情報公表に係る傾斜配分の強化

### 【改正趣旨】

- ①学校教育法施行規則の改正施行(平成23年4月1日)に伴い、教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報等の取扱いを厳格化する。
- ②財務情報は、公表が相当程度進んでいる状況に鑑み、非公表としている法人に公表を促す観点から、取扱いを厳格化する。
- ③積極的な情報公表を推進している法人については、増額となる調整を導入する。

### 【改正内容】

《情報の公表の実施状況による増減率》

公表内容の分類	平成22年度	平成23年度
教育研究上の基礎的な情報	0% または ▲2%	0% または ▲3%
修学上の情報等	+1% ～ ▲1%	0% ～ ▲3%
財務情報	+1% または 0%	0% または ▲1%
上記以外の情報の公表、 上記の情報について分かりやすく加工	—	+1% または 0%

### 【私立大学等経常費補助金配分基準(平成24年2月)における該当箇所】

V-1(3)、別表6

### 【関係する調査票(平成23年度)】

情報の公表に係る調査票 様式17

### 【費目別補助金配分類計算表(平成23年度)における該当箇所】

計算表「4-2」 情報の公表増減率⑥

#### (4) 定員充足状況(超過または未充足)による傾斜配分の強化

##### 【改正趣旨】

適正な定員管理を促す観点から、在籍学生数が定員を超過または定員に満たない学部等について、年次計画により減額を強化する。

##### 【改正内容】

###### 〔定員超過〕

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合により、最大30%の減とする。

《平成22年度》

増減率	9%	6%	3%	0%	▲3%	▲6%	▲9%	▲12%	▲15%	▲18%	▲21%	▲24%	▲27%
学部等 (医・歯学部を除く)	% 100	% 101~ 102	% 103~ 104	% 105~ 106	% 107~ 109	% 110~ 114	% 115~ 119	% 120~ 124	% 125~ 129	% 130~ 134	% 135~ 139	% 140~ 144	% 145~
学部等 (医・歯学部)	% 100	% 101~	% 102~	% 103~	% 104~	% 105~	% 106~	% 107~	% 108~	% 109~	% 110~ 114	% 115~ 119	% 120~



《平成23年度》

増減率	9%	6%	3%	0%	▲3%	▲6%	▲9%	▲12%	▲15%	▲18%	▲21%	▲24%	▲27%	▲30%
学部等 (医・歯学部を除く)	% 100	% 101~ 102	% 103~ 104	% 105~ 106	% 107~ 109	% 110~ 113	% 114~ 118	% 119~ 123	% 124~ 128	% 129~ 133	% 134~ 137	% 138~ 141	% 142~ 144	% 145~
学部等 (医・歯学部)	% 100	% 101~	% 102~	% 103~	% 104~	% 105~	% 106~	% 107~	% 108~	% 109~	% 110~	% 111~ 114	% 115~ 119	% 120~

###### 〔定員未充足〕

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合により、最大50%の減とする。

《平成22年度》

増減率	9%	6%	3%	0%	▲2%	▲4%	▲7%	▲10%	▲13%	▲17%	▲21%	▲27%	▲33%	▲39%
学部等 (医・歯学部を除く)	% —	% 99~98	% 97~95	% 94~91	% 90~87	% 86~83	% 82~79	% 78~75	% 74~71	% 70~67	% 66~63	% 62~59	% 58~55	% 54~
学部等 (医・歯学部)	% —	% 99 ~	% 98 ~	% 97~91	% 90~87	% 86~83	% 82~79	% 78~75	% 74~71	% 70~67	% 66~63	% 62~59	% 58~55	% 54 ~



《平成23年度》

増減率	9%	6%	3%	0%	▲2%	▲4%	▲8%	▲12%	▲16%	▲22%	▲28%	▲34%	▲42%	▲50%
学部等 (医・歯学部を除く)	% —	% 99~98	% 97~95	% 94~91	% 90~87	% 86~83	% 82~79	% 78~75	% 74~71	% 70~67	% 66~63	% 62~59	% 58~55	% 54 ~
学部等 (医・歯学部)	% —	% 99 ~	% 98 ~	% 97~91	% 90~87	% 86~83	% 82~79	% 78~75	% 74~71	% 70~67	% 66~63	% 62~59	% 58~55	% 54 ~

##### 【私立大学等経常費補助金配分基準(平成24年2月)における該当箇所】

V-1(1)ア、別表2

##### 【関係する調査票(平成23年度)】

[定員超過/未充足共通]

学生定員・現員調査票

長期履修学生調査票 様式8-1・8-2

東日本大震災の影響による学生数変動に係る調査票 様式16-1~16-3

[定員超過のみ]

留年者調査票 様式7-1~7-3

留年者(就職内定取消しを受けた学生数)調査票 様式7-4~7-6

留年者(就職困難による卒業延期者)調査票 様式7-7~7-9

##### 【費目別補助金配分類計算表(平成23年度)における該当箇所】

計算表「4-2」 A区分(増減率①)

## (5) 財政状況(収入超過状況)による傾斜配分の強化

### 【改正趣旨】

多額な翌年度繰越消費収入超過額を計上している法人に対し、大学等の教育条件の維持・向上や、在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減に努めることを促す観点から、傾斜配分を強化する。

### 【改正内容】

《学校法人の収入超過状況による増減率》

収入超過額	平成22年度	平成23年度
150億円以上	▲ 100%	▲ 100%
140億円以上 ~ 150億円未満		▲ 90%
130 ~ 140		▲ 80%
120 ~ 130	▲ 30%	▲ 70%
110 ~ 120		▲ 60%
100 ~ 110		▲ 50%
90 ~ 100		▲ 45%
80 ~ 90		▲ 40%
70 ~ 80	▲ 20%	▲ 35%
60 ~ 70		▲ 30%
50 ~ 60		▲ 25%
40 ~ 50	▲ 12.5%	▲ 20%
30 ~ 40		▲ 15%
20 ~ 30	▲ 10%	▲ 10%
15 ~ 20	▲ 7.5%	▲ 7.5%
8 ~ 15	▲ 5%	▲ 5%
3 ~ 8	▲ 2.5%	▲ 2.5%

### 【私立大学等経常費補助金配分基準(平成24年2月)における該当箇所】

V-1(2)エ、別表8

### 【関係する調査票(平成23年度)】

私立大学等の収入支出調査票 様式5-1~5-3

### 【費目別補助金配分額計算表(平成23年度)における該当箇所】

計算表「4-2」 差引収入超過額(増減率⑧)

## ※ 東日本大震災に関し、一般補助において平成23年度に配分上で配慮した事項

### ① 震災の影響による学生数の増減に関する取扱い

5月1日を基準日とする学生数の調査に加え、7月1日を基準日とした調査を実施し、震災の影響による学生数の増減がある場合、補助金の算定にあたり不利とならないよう取り扱う。

(東日本大震災の影響による学生数変動に係る調査票 様式16-1~16-3)

### ② 被災地域における定員充足率50%以下の学部等に関する取扱い

被災地域に所在する学部等については、定員充足率が50%以下であっても補助対象とする。

(取扱要領4(9)イ③aの適用)

### ③ 被災地域における定員充足率による増減率に関する取扱い

被災地域に所在する定員未充足の学部等については、定員充足率により算出する増減率が平成22年度の増減率を下回る場合、平成22年度の増減率を適用する。

### ④ 就職困難な学生に関する取扱い

震災等による雇用情勢の悪化から、卒業要件を満たしながらも就職できず卒業延期が認められた学生について、増減率の算定にあたり不利とならないよう取り扱う。

(留年者(就職困難による卒業延期者)調査票 様式7-7~7-9)

### ⑤ 寄付金(震災義援金)支出に関する取扱い

激甚災害に関連して支出され、「震災義援金支出」等の表示を設け会計処理されるものについては、補助金減額調整の対象から除外する。

## 4. 員数(算定基礎数)について

### (1) 教職員数 (平成 23 年度)

#### ① 専任教員等の認定

##### <配分基準 IIの1>

- (1) 補助金算定の基礎とする専任教員等の数は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する年度（以下「当該年度」という。）の5月1日現在の数による。
- (2) 前号の専任教員等は、当該私立大学等の専任教員等として発令されている者であって、当該私立大学等の学長（高等専門学校にあっては校長）、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教又は助手の職にある者とし、その認定は、別記1の「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」によるものとする。

##### <配分基準 別記1>

#### 補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準

##### 1. 専任教員等の認定は、次によるものとする。

##### I 発令関係

当該年度の4月30日以前に当該私立大学等の専任の学長（高等専門学校にあっては校長）、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教又は助手として発令されている者であること。

ただし、助教・助手として認められる者は、教員俸給表の適用を受け、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業後、当該年度の4月1日において2年を経過した者。ただし、医歯学部及び獣医学科にあっては当該年度の前々年度の3月末日までに卒業した者。
- (2) 短期大学又は高等専門学校卒業後、当該年度の4月1日において5年を経過した者。
- (3) 高等学校卒業後、当該年度の4月1日において8年を経過した者。

##### II 給与関係

当該学校法人から給与の支給を受けている者で、次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 給与月額（本俸と諸手当の合計額とし、役員報酬は含まない。）が大学は教授・准教授20万円、講師・助教・助手16万円、短期大学・高等専門学校は教授・准教授16万円、講師・助教・助手13万円（以下「基準給与額」という。）以上の者であること。
- (2) 基準給与額以上の給与を当該年度の5月において支給されている者であること。  
ただし、出産手当金等（出産費、出産費付加金を除く。）の支給を受けているもの等特殊事情がある者のうち日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の承認を得たものはこの限りではない。

##### III 勤務関係

当該私立大学等に所属している者で、1週間の割当授業時間数が6時間（大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科の授業時間数は含み、その他の専攻科・別科の授業時間数を除く。）以上の者（助教・助手を除く。）であること。

ただし、1週間の割当授業時間数が6時間未満の者であっても次の各号に該当する者は、この限りでない。

- (1) 当該学校法人又は当該私立大学等若しくは学部等の役職を兼務している者。  
ただし、学長（高等専門学校にあつては校長とし、学長代行を含む。）、副学長、学部長以外の兼職者（当該学校法人の理事長、常務理事、教務課長等）については、授業を担当している者に限る。
- (2) 実習指導等の時間を加えて6時間以上となる者。
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する専攻科として大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科の時間数を加えて6時間以上となる者（学科における授業時間数が0時間であっても、当該専攻科の授業時間数が6時間以上ある者を含む）。
- (4) 医歯学部にも所属する者（看護学科にも所属する者を除く。）及び医歯学部附属病院に勤務する者で、授業（臨床実習指導を含む。）を担当している者。
- (5) 附属研究所、研究施設等に勤務する者。
- (6) 留学（国内留学を含む。）中の者及び研究休暇中の者。
- (7) カウンセラー、チャプレン、宗教センター主事等で授業を担当している者。
- (8) 国の要請により科研プロジェクトの代表になっている者又はこれに準ずる者。
- (9) 文化財埋蔵物発掘にあたっている者又はこれに準ずる者。
- (10) 国、国際協力機構及び国際交流基金への派遣者。
- (11) 当該年度入学定員の総数が100名以下の学校（医歯学部設置校を除く。）の教員で、授業を担当している者。
- (12) 第二部の学部（科）のみを設置する学校の教員で授業を担当している者。
- (13) 通信教育部所属でスクーリングを担当している教員で授業を担当している者。
- (14) 救命救急センターに勤務する教員で、授業を担当している者。
- (15) 事業団の承認を得た特殊と認める科目を担当している教員で、授業を担当している者。
- (16) 勤務関係において、事業団が特殊事情にあると認めた者。

2. 上記ⅠからⅢまでに該当する者であっても、次の各号に該当する者は専任教員等から除外する。

- (1) 当該学校法人の役員を兼務している者で、教員給与月額が基準給与額に満たない者。
- (2) 専任教員として都道府県の当該年度の私立高等学校等に対する経常費補助金算定の基礎となっている者。
- (3) 集中講義と考えられる者。
- (4) 明らかに時間給とみなされる者。
- (5) 名義料のみの者。
- (6) 臨床実習が行われていない医歯学部附属病院に勤務する助教、助手。

## ② 専任職員の認定

### <配分基準 IIの2>

- (1) 補助金算定の基礎とする専任職員数は、当該年度の5月1日現在の数による。
- (2) 前号の専任職員は、当該私立大学等の専任の職員（学校法人の専任の職員を含む。）として発令されている者であり、かつ、事務、教務、厚生補導及び技術技能に従事している職員とし、その認定は別記3の「補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準」によるものとする。

### <配分基準 別記3>

#### 補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準

専任職員の認定は、次によるものとする。

#### I 発令関係

当該年度の4月30日以前に当該学校法人の専任の職員として発令されている者であること。

#### II 給与関係

当該学校法人から給与の支給を受けている者で、次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 給与月額（本俸と諸手当の合計額とし、役員報酬は含まない。）が13万円（以下「基準給与額」という。）以上の者であること。
- (2) 基準給与額以上の給与を当該年度の5月において支給されている者であること。  
ただし、出産手当金等（出産費、出産費付加金等を除く。）の支給を受けているもの等特殊事情がある者のうち日本私立学校振興・共済事業団の承認を得たものはこの限りではない。

#### III 勤務関係

当該学校法人本部又は私立大学等に所属している者で、次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 当該私立大学等に係る職務に従事している者であること。
- (2) 職務内容が下記の範囲に属している者であること。

#### 記

#### 1. 事務

- (1) 庶務、会計等の事務に従事している者（教室、研究室等で事務系の事務に従事している者を含む。）。
- (2) 図書館で、司書・司書補のように司書的事務に従事している者。
- (3) 建築技師、電気技師等で、技術に関する企画、管理的事務に従事している者。
- (4) 授業時間割表の編成、学籍簿、成績簿の作成、管理等の教務関係事務に従事している者。

#### 2. 教務

- (1) 学生の実験、実習、実技、演習等を直接担当し、又は補助する業務に従事している者。
- (2) 教室、研究室等における資料の整理、実験の補助等教育研究の補助的事務に従事している者。

#### 3. 厚生補導

- (1) 学生のオリエンテーション、課外教育、適応相談、奨学、援護、厚生福祉、保健、職業指導、学寮又は学生会館の運営その他学生の厚生補導の事務に従事している者。
- (2) 学生の健康管理に従事している医師、看護師等。

#### 4. 技術・技能

- (1) 建築技師、電気技師、自動車運転手、ボイラーマン、工員、電話交換手等の機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者。
- (2) コンピューターのシステムエンジニアリング又はプログラミングに従事している者。

### ③ 員数(算定基礎数)の決定 (人数調整)

区 分	調 整 項 目	調 整 内 容	関 係 す る 補 助 費 目	配 分 基 準	
専任教員等	① 助教・助手の限度数 (助手枠)	<p>医歯学部助教・助手の総数は講師以上の数に 1.5 を乗じた数を限度とする。</p> <p>※調整を行う場合は、教員経費単価（配分基準別表1(1)に定める専任教員等1人当たりの金額）の低い者から順に、限度数まで除外する。</p>	A 専任教員等給与費	Ⅱの1の(3)	
	② 未完成学科の除外	<p>学部中の未完成学科（取扱要領別記2に該当する場合を除く）の教員を除外する。</p>	B 退職金財団掛金補助 (ただし、「退職金財団掛金支出調査票」で申請した補助対象加入者数を限度とする。)	Ⅱの1の(4)	
	③ 医学部教員の限度数 (病床数調整)	<p>医学部（看護学科を除く、以下同じ）の教員数として上記により算出した数は、基準病床数に見合う数(a)と収容定員に見合う数(b)のいずれか大きい数を限度とする。</p> <p>(a) <math>245 + (\text{基準病床数の}1.2\text{倍を限度とする現有病床数} - 600) / 6.4</math></p> <p>(b) <math>\text{収容定員} / 2.4 + (\text{医学部教員数} - \text{収容定員} / 2.4) \times 0.4</math></p> <p>※端数については、最終的に算出した数値を四捨五入する。</p> <p>※調整を行う場合は、教員経費単価（配分基準別表1(1)に定める専任教員等1人当たりの金額）の低い者から順に、限度数まで除外する。</p>	C 専任教員福利厚生費 (ただし、「福利厚生費調査票」で申請した補助対象加入者数を限度とする。)	D 教員経費	E 研究旅費 (ただし、「研究旅費調査票」で申請した支出見込額を限度とする。)
専任職員	① 教員等数に応じた職員の限度数 (教員枠)	<p>大学等の教員数（上記専任教員等欄②までの数）に 0.8 を乗じた数を限度とする。</p>	F 専任職員給与費	Ⅱの2の(3)	
	② 医学部を設置する大学の職員の限度数	<p>医学部を設置する私立大学において、医学部所属の職員数が医学部の教員数（上記専任教員等欄③までの数）に 0.8 を乗じた数を超える場合については、上記専任職員欄①による数と、下記の式による数のいずれか小さい数を限度とする。</p> <p>大学の職員数から医学部所属の職員数を減じた数 + 医学部の教員数(上記専任教員等欄③までの数)に0.8を乗じた数</p>	G 退職金財団掛金補助 (ただし、「退職金財団掛金支出調査票」で申請した補助対象加入者数を限度とする。)	H 専任職員福利厚生費 (ただし、「福利厚生費調査票」で申請した補助対象加入者数を限度とする。)	Ⅱの2の(3) 別記4

(参考) 基準給与額(最低給与月額)の推移

年度	専任教員等				専任職員
	大学		短期大学・高等専門学校		
	教授・准教授 (助教授)	講師・助教・助手	教授・准教授 (助教授)	講師・助教・助手	
	千円	千円	千円	千円	千円
昭和					
51	80	60	60	50	50
52	90	70	70	60	60
53	100	80	80	70	70
54	〃	〃	〃	〃	〃
55	〃	〃	〃	〃	〃
56	〃	〃	〃	〃	〃
57	120	100	100	80	80
58	〃	〃	〃	〃	〃
59	〃	〃	〃	〃	〃
60	〃	〃	〃	〃	〃
61	〃	〃	〃	〃	〃
62	140	110	110	90	90
63	〃	〃	〃	〃	〃
平成					
元	〃	〃	〃	〃	〃
2	150	120	120	100	100
3	170	140	140	110	110
4	180	〃	〃	120	120
5	190	150	150	130	130
6	200	160	160	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃
10	210	〃	〃	140	140
11	〃	〃	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃	〃	〃
13	〃	〃	〃	〃	〃
14	〃	〃	〃	〃	〃
15	200	〃	〃	〃	〃
16	〃	〃	〃	130	130
17	〃	〃	〃	〃	〃
18	〃	〃	〃	〃	〃
19	〃	〃	〃	〃	〃
20	〃	〃	〃	〃	〃
21	〃	〃	〃	〃	〃
22	〃	〃	〃	〃	〃
23	〃	〃	〃	〃	〃

(注) 基準給与額は、国家公務員給与表を参考にして算出される。



(2) 学生数 (平成23年度)

員数 (算定基礎数) の算出方法	関係する補助費目	配分基準
<p>①学則で定めた収容定員とする。 ただし、在籍学生数が収容定員に満たない場合は、在籍学生数とする。</p> <p>②編入学定員を設けている学部がある場合 A : 当該学部の収容定員から、編入学に係る収容定員を除いた収容定員 B : 在籍学生数から、編入学に係る在籍学生数を除いた在籍学生数</p> <p>上記 A・B のいずれか少ない数に、</p> <p>C : 編入学に係る収容定員 D : 編入学に係る在籍学生数</p> <p>上記 C・D のいずれか少ない数を加えた人数を限度とする。</p> <p>※学部等に長期履修学生が在籍している場合、長期履修学生の在籍学生数は、在籍する学科ごとに  <math display="block">\text{長期履修学生数} \times (\text{修業年限} \div \text{登録履修年限})</math>                     により算出した数とする。</p>	<p>I 学生経費 J 厚生補導費</p>	<p>II の 3 取扱要領 : 別記 1</p>

(3) 非常勤教員授業時間数 (平成23年度)

員数 (算定基礎数) の算出方法	関係する補助費目	配分基準
<p>専任教員等数 (21ページ専任教員等欄②までの数) により算出した下記の時間数とする。</p> <p><math>(\text{教授} + \text{講師の人数} \times 300 + \text{准教授の人数} \times 270) \times 0.3337</math></p> <p>ただし、「非常勤教員調査票」で申請した年間担当総授業時間数を限度とする。</p>	<p>K 非常勤教員給与費 L 非常勤教員福利厚生費</p>	<p>別記 5</p>

## 5. 補助単価について

### (1) 補助単価の決定(平成23年度)

① 専任教員等給与費	専任教員等1人当たりの年間標準給与費の額 (大学5,731千円、短期大学・高等専門学校4,871千円) ただし、私立大学等ごとの専任教員等1人当たりの年間平均給与費とのいずれか低い額。 注：年間平均給与費の算定対象者 補助金算定の基礎となる専任教員等のうち、前年1月1日までに採用された者で前年の年間支給総額がゼロでない者
教員退職金財団掛金補助	専任教員等1人当たりの標準経費 (大学457,000円、短期大学394,000円、高等専門学校390,000円) ただし、私立大学等ごとの専任教員等1人当たりの平均支出額(掛金として学校法人が負担する額についての1人当たりの平均支出額とする。)とのいずれか低い額。
② 専任職員給与費	専任職員1人当たりの年間標準給与費の額(3,601千円) ただし、私立大学等ごとの専任職員1人当たりの年間平均給与費とのいずれか低い額。 注：年間平均給与費の算定対象者 補助金算定の基礎となる専任職員のうち、前年1月1日までに採用された者で前年の年間支給総額がゼロでない者
職員退職金財団掛金補助	専任職員1人当たりの標準経費(286,000円) ただし、私立大学等ごとの専任職員1人当たりの平均支出額(掛金として学校法人が負担する額についての1人当たりの平均支出額とする。)とのいずれか低い額。
③ 非常勤教員給与費	1授業時間当たりの標準経費 (大学・短期大学5,100円、高等専門学校4,500円) ただし、非常勤教員に係る1授業時間当たりの平均給与費の額とのいずれか低い額。 平均給与費 = (非常勤教員給与支給総額) ÷ (非常勤教員年間担当総時間数)
④ 教職員福利厚生費 専任教職員労働者災害補償保険	専任教員等及び専任職員1人当たりの標準経費 (大学教員17,000円、短期大学・高等専門学校教員15,000円、職員11,000円) ただし、私立大学等ごとの専任教員等及び専任職員1人当たりの平均支出額(労働者災害補償保険の保険給付に係る保険料として学校法人が負担する額についての1人当たり平均支出額とする。)とのいずれか低い額。 平均支出額 = (労災保険概算額) ÷ (補助対象加入者数)

雇用保険	<p>専任教員等及び専任職員 1 人当たりの標準経費  (大学教員 54,000 円、短期大学・高等専門学校教員 46,000 円、職員 34,000 円)  ただし、私立大学等ごとの専任教員等及び専任職員 1 人当たりの平均支出額  (雇用保険の保険給付に係る保険料として学校法人が負担する額についての  1 人当たり平均支出額とする。) とのいずれか低い額。  平均支出額 = (雇用保険概算額) ÷ (補助対象加入者数)</p>
私立学校教職員 共済制度	<p>専任教員等及び専任職員 1 人当たりの標準経費  (大学教員 376,000 円、短期大学・高等専門学校教員 319,000 円、  職員 236,000 円)  ただし、私立大学等ごとの専任教員等及び専任職員 1 人当たりの平均  支出額 (私立学校教職員共済法による長期給付に係る掛金として学校法人  が負担する額についての 1 人当たりの平均支出額とする。) とのいずれか  低い額。  なお、長期給付について私立学校教職員共済法による私立学校教職員  共済制度に加入していない学校法人にあっては、上記 1 人当たりの平均  支出額は厚生年金保険の保険給付に係る保険料として学校法人が負担する  額についての 1 人当たり平均支出額とする。  平均支出額 = (5 月分長期掛金) ÷ (補助対象加入者数) × 12</p>
非常勤教員 労働者災害 補償保険	<p>1 授業時間当たりの標準経費  (大学・短期大学 5,100 円、高等専門学校 4,500 円) × 3/1,000  ただし、非常勤教員に係る 1 授業時間当たりの平均支出額 (労働者災害  補償保険の保険給付に係る保険料として学校法人が負担する額についての  1 授業時間当たり平均支出額とする。) とのいずれか低い額。  平均支出額 = (非常勤教員労災保険概算額) ÷ (非常勤教員年間担当総時間数)</p>
雇用保険	<p>1 授業時間当たりの標準経費  (大学・短期大学 5,100 円、高等専門学校 4,500 円) × 9.5 /1,000  ただし、非常勤教員に係る 1 授業時間当たりの平均支出額 (雇用保険の  保険給付に係る保険料として学校法人が負担する額についての 1 授業時間  当たり平均支出額とする。) とのいずれか低い額。  平均支出額 = (非常勤教員雇用保険概算額) ÷ (非常勤教員年間担当総時間数)</p>
私立学校教職員 共済制度	<p>1 授業時間当たりの標準経費  (大学・短期大学 5,100 円、高等専門学校 4,500 円) × 65.59/1,000  ただし、非常勤教員に係る 1 授業時間当たりの平均支出額 (私立学校教  職員共済法による長期給付に係る掛金として学校法人が負担する額につい  ての 1 授業時間当たり平均支出額とする。) とのいずれか低い額。  なお、長期給付について私立学校教職員共済法による私立学校教職員  共済制度に加入していない学校法人にあっては、上記 1 授業時間当  たりの平均支出額は厚生年金保険の保険給付に係る保険料として学校法人  が負担する額についての 1 授業時間当たり平均支出額とする。  平均支出額 = (5 月分長期掛金) ÷ (非常勤教員年間担当総時間数) × 12</p>

⑤ 教育研究経常費	別表1(1)の専任教員等1人当たりの金額及び別表1(2)の学生1人当たりの金額 ※博士課程と修士課程の区分については、27頁「大学院担当教員の教員経費単価について」参照
⑥ 厚生補導費	学生1人当たり3,900円 (通信教育を行う学部・学科の学生は1,000円)
⑦ 研究旅費	専任教員等1人当たり70,000円

### 補助経費表 (平成23年度)

別表1

(1) 専任教員等1人当たりの金額

区 分			金 額
大 学	博士課程	教授、准教授	1,972 (2,928)
		講師、助教、助手	1,872 (2,828)
	修士課程	教授、准教授	1,176
		講師、助教、助手	1,076
	学 部		590 (1,330)
短 期 大 学 ・ 高 等 専 門 学 校			590

注 ( ) は、医、歯学部教員に適用する。ただし、医学部看護学科に所属する教員は除く。

(2) 学生1人当たりの金額

区 分			金 額
大 学 〔通信教育を 除く〕	大学院	博士課程 医歯学部（生命歯学部を含む）及び 獣医学を履修する課程の学生 （医学部看護学科の学生を除く。）	504
		上 記 以 外	404
	修士課程	医歯学部（生命歯学部を含む）及び 獣医学を履修する課程の学生 （医学部看護学科の学生を除く。）	352
		上 記 以 外	292
	専 門 職 学 位 課 程		292
	学 部	医歯学部（生命歯学部を含む）及び 獣医学を履修する課程の学生 （医学部看護学科の学生を除く。）	78 (103)
		上 記 以 外	68 (93)
短 期 大 学 ・ 高 等 専 門 学 校 （ 通 信 教 育 を 除 く ）			68 (93)
通 信 教 育			51

注1 金額の欄中 ( ) は、地方中小規模校の学生に適用する。

\*地方の定義

①及び②以外の地域

①埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県(ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条1項、第33条第1項、第33条第2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。)

②政令指定都市

\*中小規模の定義

収容定員2,000人以下の大学・短期大学・高等専門学校

## (2) 大学院担当教員の教員経費単価について

平成23年度より専任教員等1人当たりの金額（教員経費）は、学部と大学院で単価を分けて算定しています。＜配分基準 別表1＞

単価は次の①及び②によって決定されます。

### ①大学院の単価を適用する教員について

専任教員等個人票において下記の条件に該当し、「大学院担当者」欄に「1」（担当者）を付した教員。

#### ○教授、准教授、講師、助教

当該年度の5月1日現在のシラバス、時間割等で大学院研究科の授業を、**年間1時間以上**担当することが確認できる者。

または、研究科の学生に対する研究指導（論文作成等に必要な指導等）を行う等、大学院を担当することが明らかな者。

#### ○助手

当該年度に大学院研究科において、教育研究の円滑な実施に必要な業務（学校教育法第92条第9項）に従事する者。

### ②大学院担当教員の博士課程・修士課程の区分について

①で大学院担当者として申請した教員の単価は、その教員の所属学科（個人票で申請した学科）が大学院の博士課程か修士課程のいずれの基礎となっているかにより決定されます。

具体的には、学校法人基礎調査票の〈【060】学校法人の概要（設置学科等一覧）〉の「大学院有無」欄（当該学科等を基礎とする大学院専攻の有無）に基づき、下記により決定されます。

「2：博士課程又は博士後期課程有り」の場合	→	博士課程の単価
「1：修士課程又は博士課程前期有り」又は「0：無」の場合	→	修士課程の単価

(3) 補助単価の推移 (平成19年度～平成23年度)

補助費目	単価区分	単位	開始年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
教員給与費	大学	千円	S45	5,731	5,731	5,731	5,731	5,731	
	短期大学、高等専門学校			4,871	4,871	4,871	4,871	4,871	
教員経費 ※注1	大学	千円	S45	博士【教授・准教授】	—	—	—	—	1,972(2,928)
				博士【講師・助教・助手】	—	—	—	—	1,872(2,828)
				修士【教授・准教授】	—	—	—	—	1,176
				修士【講師・助教・助手】	—	—	—	—	1,076
				学部	590(1,330)	590(1,330)	590(1,330)	590(1,330)	590(1,330)
	短期大学、高等専門学校	330	330	330	330	590			
研究旅費	大学、短期大学、高等専門学校	千円	S51	70	70	70	70	70	
非常勤教員給与費	大学、短期大学	円	S54	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	
	高等専門学校			4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
教員労災保険	大学	千円	S55	26	26	26	17	17	
	短期大学、高等専門学校			22	22	22	15	15	
教員雇用保険	大学	千円	H18	66	52	52	40	54	
	短期大学、高等専門学校			56	44	44	34	46	
教員長期給付掛金	大学	千円	S54	336	346	356	356	376	
	短期大学、高等専門学校			285	294	303	303	319	
非常勤教員労災保険	大学、短期大学	円	H18	$5,100 \times 4.5 / 1,000$	$5,100 \times 4.5 / 1,000$	$5,100 \times 4.5 / 1,000$	$5,100 \times 3 / 1,000$	$5,100 \times 3 / 1,000$	
	高等専門学校			$4,500 \times 4.5 / 1,000$	$4,500 \times 4.5 / 1,000$	$4,500 \times 4.5 / 1,000$	$4,500 \times 3 / 1,000$	$4,500 \times 3 / 1,000$	
非常勤教員雇用保険	大学、短期大学	円	H18	$5,100 \times 11.5 / 1,000$	$5,100 \times 9 / 1,000$	$5,100 \times 9 / 1,000$	$5,100 \times 7 / 1,000$	$5,100 \times 9.5 / 1,000$	
	高等専門学校			$4,500 \times 11.5 / 1,000$	$4,500 \times 9 / 1,000$	$4,500 \times 9 / 1,000$	$4,500 \times 7 / 1,000$	$4,500 \times 9.5 / 1,000$	
非常勤教員長期給付掛金	大学、短期大学	円	H18	$5,100 \times 56.61 / 1,000$	$5,100 \times 60.38 / 1,000$	$5,100 \times 62.15 / 1,000$	$5,100 \times 62.15 / 1,000$	$5,100 \times 65.59 / 1,000$	
	高等専門学校			$4,500 \times 56.61 / 1,000$	$4,500 \times 60.38 / 1,000$	$4,500 \times 62.15 / 1,000$	$4,500 \times 62.15 / 1,000$	$4,500 \times 65.59 / 1,000$	
教員退職金財団掛金	大学	千円	S57	457	457	457	457	457	
	短期大学			394	394	394	394	394	
	高等専門学校			390	390	390	390	390	
職員給与	大学、短期大学、高等専門学校	千円	S47	3,601	3,601	3,601	3,601	3,601	
職員労災保険	大学、短期大学、高等専門学校	千円	S55	16	16	16	11	11	
職員雇用保険	大学、短期大学、高等専門学校	千円	H18	41	32	32	25	34	
職員長期給付掛金	大学、短期大学、高等専門学校	千円	S54	211	217	224	224	236	
職員退職金財団掛金	大学、短期大学、高等専門学校	千円	S57	286	286	286	286	286	
学生経費 ※注2	大学	千円	S45	博士	156(256)	156(256)	156(256)	156(256)	404(504)
				修士	116(176)	116(176)	116(176)	116(176)	292(352)
				専門職	—	—	—	116	292
				学部	26(36)	26(36)	26(36)	26(36)	78(103)
				学部【地方中小規模校】	—	—	—	51(61)	68(93)
	短期大学、高等専門学校	26	26	26	26	68			
	短期大学、高等専門学校【地方中小規模校】	—	—	—	51	93			
	通信教育	9	9	9	9	51			
厚生補導費	大学、短期大学、高等専門学校	円	S52	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	
	通信教育			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	

※注1：教員経費欄の( )は、医歯学部教員に適用。ただし、医学部看護学科に所属する教員は除く。

※注2：学生経費欄の( )は、医歯学部及び獣医学を履修する学生に適用。ただし、医学部看護学科の学生は除く。

## 6. 増減率について

### (1) 留年者の増減率算出上の取扱いについて

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率を算出するために用いられる在籍学生数は、通常、留年者を含めたすべての現員数ですが、次の条件を満たしている場合に限り、留年者の数を考慮し、算定上、より有利な現員数を用いることが出来ます。(下図参照)

<配分基準 別表2(注)10, 11, 12>

#### <留年者調査票>

- 【条件】 ① 当該学部等において、補助金不交付となる定員充足率でないこと。  
 ② シラバス等において、**すべての講義等ごとに**その担当教員が定めた学習目標や目標達成のための授業方法及び授業計画並びに、成績評価基準が明示されていること。

※上記の留年者とは、修業年限を超える在籍期間が1年以内の者(=1年留年者)をいいます。なお、休学期間は学則の定めに関わらず、在籍期間に含まれます。

#### <留年者(就職内定取消しを受けた学生数)調査票>(平成21年度～)

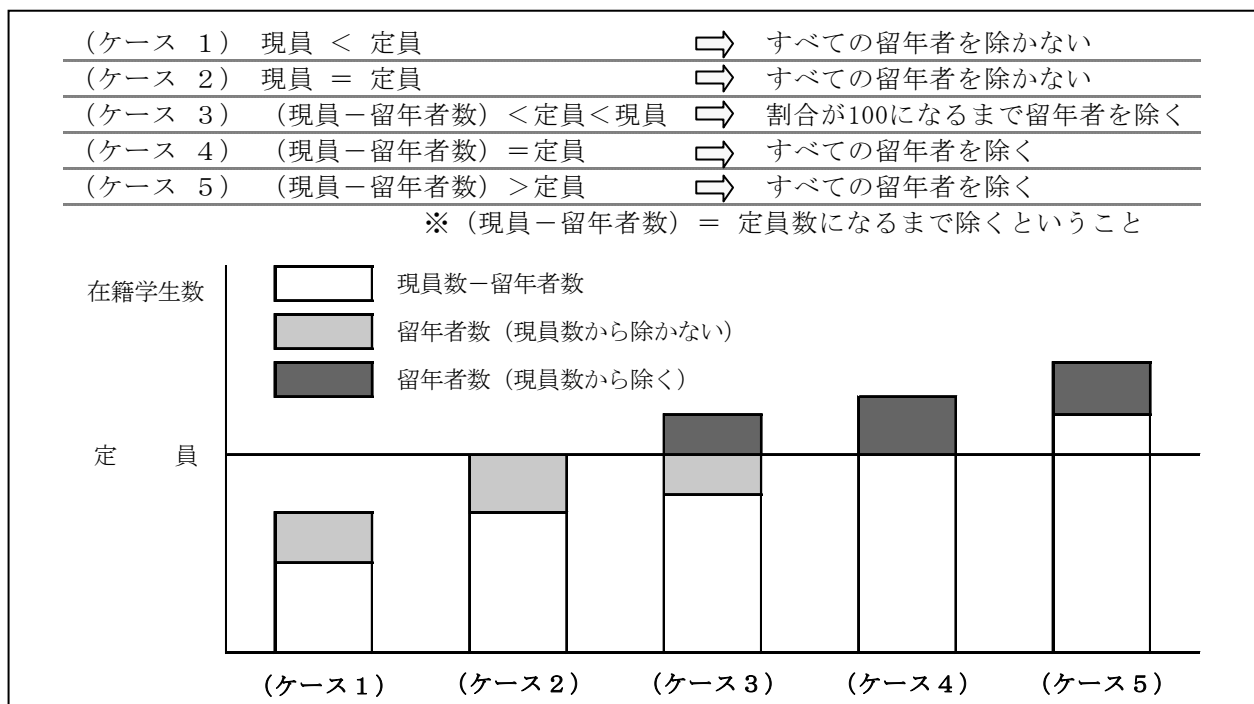
- 【条件】 ① 当該学部等において、補助金不交付となる定員充足率でないこと。  
 ② 就職内定取消しに関する証拠書類が整備されていること。

※ 上記の留年者とは、平成23年3月卒業見込みの学生のことをいいます。

#### <留年者(就職困難による卒業延期者)調査票>(平成23年度～)

- 【条件】 ① 当該学部等において、補助金不交付となる定員充足率でないこと。  
 ② 就職困難を理由とした卒業延期の制度があり、就職困難者の授業料等が全額徴収でないこと。

※ 上記の留年者とは、平成23年3月卒業見込みの学生のことをいいます。



- ◆ グラフ内の留年者数は、「留年者調査票」「留年者(就職内定取消しを受けた学生数)調査票」「留年者(就職困難による卒業延期者)調査票」の数字を合算した人数です。(同一人物をそれぞれの調査票に重複して申請することはできません。)

## (2) 専任教員等及び専任職員等の年間給与費の額の状況等による調整について

専任教員等及び専任職員等（専任職員・役員）の年間給与費が基準額を超える場合、補助金額が減額されます。（教職員については補助金算定の基礎となっている者のみが調整の対象となります）

＜配分基準 別記6、別表7＞

### 1. 高額給与基準額

- 専任教員等（役員兼務者を除く）・・・1,600万円
- 専任職員（役員兼務者を除く）・・・1,200万円
- 役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,800万円（専任教職員として支給された額を含む）

この基準を超過した額の合計が500万円未満の場合は、下記2（1）のとおり基準超過額を減額することにより調整し、500万円以上の場合は下記2（2）のとおり調整を行います。

### 2. 調整方法

#### (1) 基準超過額が500万円未満の場合

基準超過額を第一次調整後額から減額します（教員は教員給与費から、職員及び役員は職員給与費から減額します）。＜配分基準 別記6＞

#### (2) 基準超過額が500万円以上の場合

下記のAとBを比較して、 $A \geq B$ ならば増減率による調整（▲A）を行い、 $A < B$ ならば（1）の方法で減額します。＜配分基準 別表7＞

$$A \dots \left[ \frac{\text{基準超過額の合計}}{\text{年間給与費の合計}} \times 100 \right] \% \times 3.5$$

→〔平成23年度の場合〕以下の者の、平成22年1月～12月の支払総額

- ・平成22年中に在職したすべての役員  
（＝平成23年度役員報酬等調査票に記載のある者）
- ・平成23年度の補助金算定の基礎となる（＝申請の有無が「○」である）  
専任教員等及び専任職員（前年役員兼務者を除く）

※上記〔基準超過額の合計÷年間給与費の合計×100〕%で算出した値を、以下のよう<sub>に</sub>使用してAを算出します。

5.0%未満	算出した値を使用
5.0%以上 10.0%未満	一律 5.0%
10.0%以上	一律10.0%

例えば、値が「7.2」となった場合は、 $7.2 \times 3.5$ とするのではなく、7.2を5.0に置き換えます。したがって、Aは17.5（ $5.0 \times 3.5$ ）となります。



$$B \dots \left[ \frac{\text{基準超過額の合計}}{\text{補助金の基準額の合計}} \times 100 \right] \%$$

→ 増減率を用いて補助金を算定する費目の補助金基準額(下図参照)

計算表 4-1

補助金基準額のうち、増減率を使って計算する費目の合計  
 → 教員給与費、教員経費、研究旅費、非常勤教員給与費、職員給与費、学生経費、厚生補導費  
 =1,392,440

費目別補助金配分額計算表

補助費	経費	補助金基準額 (d=c×率) (千円)	増減率 (e) (%)	第一次調整額 (f=d×e)	
				第二次調整額 (g)(△) (千円)	
教員	教員給与費	1,421,288	710,642	別表	△ 143,965 △ 1,000
	教員経費	302,108	151,054	別表	△ 29,174 △ 0
	研究旅費	15,238	7,619	別表	△ 1,532 △ 0
	非常勤教員給与費	100,373	40,149	▲ 21.0	△ 8,432 △ 0
	教員等福利厚生費	110,660	44,264	0.0	△ 0 △ 0
	非常勤教員福利厚生費	301	120	0.0	△ 0 △ 0
	退職金財団掛金補助	113,336	56,668	0.0	△ 0 △ 0
職員	職員給与費	540,150	270,075	▲ 21.0	△ 56,716 △ 2,000
	職員福利厚生費	42,015	16,806	0.0	△ 0 △ 0
	退職金財団掛金補助	41,470	20,735	0.0	△ 0 △ 0
学生	学生経費	403,380	203,290	別表	△ 40,443 △ 0
	厚生補導費	19,223	9,611	▲ 21.0	△ 2,019 △ 0
合計	3,109,542	1,531,033		△ 282,281 △ 3,000	

131999 東西大学

A ≥ B の場合は、A で算出した値に▲ (マイナス) をつけた数字が、高額給与調整の増減率となります。

### 3. 計算例

東西大学を例にして実際に計算すると、次のようになります。

《計算例》

東西大学の各合計金額を次のとおりとします。

年間給与費の合計	…	3,487,712	千円
基準超過額の合計	…	21,300	千円
補助金基準額の合計	…	1,392,440	千円

①基準超過額の合計が500万円以上なので、AとBで率の計算をします。

$$\textcircled{2} \quad A \cdots \frac{21,300}{3,487,712} \times 100\% \times 3.5 = 2.2 \text{ (小数点第二位切上げ)}$$

$$B \cdots \frac{21,300}{1,392,440} \times 100\% = 1.6 \text{ (小数点第二位切上げ)}$$

A ≥ Bなので、高額給与調整の増減率は **▲2.2** となります。

(3) 学校種別平均増減率の推移

区 分	大 学	短 期 大 学	高 等 専 門 学 校	合 計
元 年 度	▲ 29.8	▲ 33.9	▲ 16.0	▲ 30.5
2 年 度	▲ 30.9	▲ 36.7	▲ 24.1	▲ 31.9
3 年 度	▲ 32.5	▲ 37.8	▲ 8.9	▲ 33.4
4 年 度	▲ 36.3	▲ 38.0	▲ 11.9	▲ 36.5
5 年 度	▲ 38.0	▲ 41.1	▲ 29.4	▲ 38.5
6 年 度	▲ 37.8	▲ 41.2	▲ 27.4	▲ 38.4
7 年 度	▲ 38.5	▲ 41.0	▲ 32.3	▲ 38.9
8 年 度	▲ 39.9	▲ 40.0	▲ 37.8	▲ 39.9
9 年 度	▲ 40.8	▲ 40.5	▲ 33.8	▲ 40.8
1 0 年 度	▲ 41.9	▲ 41.9	▲ 28.2	▲ 41.9
1 1 年 度	▲ 44.4	▲ 45.3	▲ 24.6	▲ 44.6
1 2 年 度	▲ 45.7	▲ 43.5	▲ 30.6	▲ 45.4
1 3 年 度	▲ 45.4	▲ 41.5	▲ 28.9	▲ 44.9
1 4 年 度	▲ 46.0	▲ 41.1	▲ 15.8	▲ 45.4
1 5 年 度	▲ 46.2	▲ 39.4	▲ 21.2	▲ 45.4
1 6 年 度	▲ 48.7	▲ 41.5	▲ 18.3	▲ 48.0
1 7 年 度	▲ 47.2	▲ 39.2	▲ 9.8	▲ 46.3
1 8 年 度	▲ 40.4	▲ 34.6	2.1	▲ 39.8
1 9 年 度	▲ 39.8	▲ 31.2	▲ 5.2	▲ 39.0
2 0 年 度	▲ 38.3	▲ 30.7	▲ 6.2	▲ 37.6
2 1 年 度	▲ 37.5	▲ 31.1	1.4	▲ 36.9
2 2 年 度	▲ 40.4	▲ 30.5	▲ 4.6	▲ 39.6
2 3 年 度	▲ 42.5	▲ 32.5	▲ 3.2	▲ 41.7

注：平成18年度までは配点を増減率に変換して表示している。

## 7. 第二次調整等

### (1) 第二次調整・第三次調整を行う場合

#### ◆ 第二次調整

##### 1. 高額給与調整（額による調整）

専任教職員の年間給与費の額の状況及び役員報酬等の額の状況に応じ、専任教員等給与費又は専任職員給与費の補助金の基準額から減額する。（配分基準別記6に基づき、増減率による調整を行わない場合）  
＜配分基準Vの3、別記6＞

##### 2. 高額寄付金に係る調整

学校法人が当該年度の前年度の4月1日から3月31日までに支出した寄付金で、取扱要領12に基づき届出のあったもの（国又は地方公共団体に対するものを除く。）の合計額が、3,000万円を超える場合は、当該寄付金の合計額から3,000万円を控除した額を、補助金の基準額から減額することができる。  
＜配分基準Vの4＞

##### 3. 改組による純増分に係る調整

既設学部・学科の定員の減を伴い設置された学部等については、教育研究経常費（学生経費）及び厚生補導費の補助金の基準額を、既設学部・学科の定員を減じた入学定員の範囲内に減額する。  
＜配分基準Vの5＞

##### 4. 管理運営不適正等による調整

学校法人等が法令に違反している場合や、教育条件又は管理運営が適正を欠く場合で、必要があると認められるときは、減額調整を行う。

＜取扱要領4の(1)(2)、配分基準VIの1＞

※上記により減額の措置を受けた学校法人等については、特別補助についても減額又は不交付とすることができる。  
＜取扱要領4の(4)＞

#### ◆ 第三次調整

##### 5. 中期滞納をしている法人に係る調整

日本私立学校振興・共済事業団からの借入金又は公租・公課の納付を一定期間以上怠っている等の場合には、減額調整を行う。＜取扱要領4の(8)のア、配分基準VIの3＞

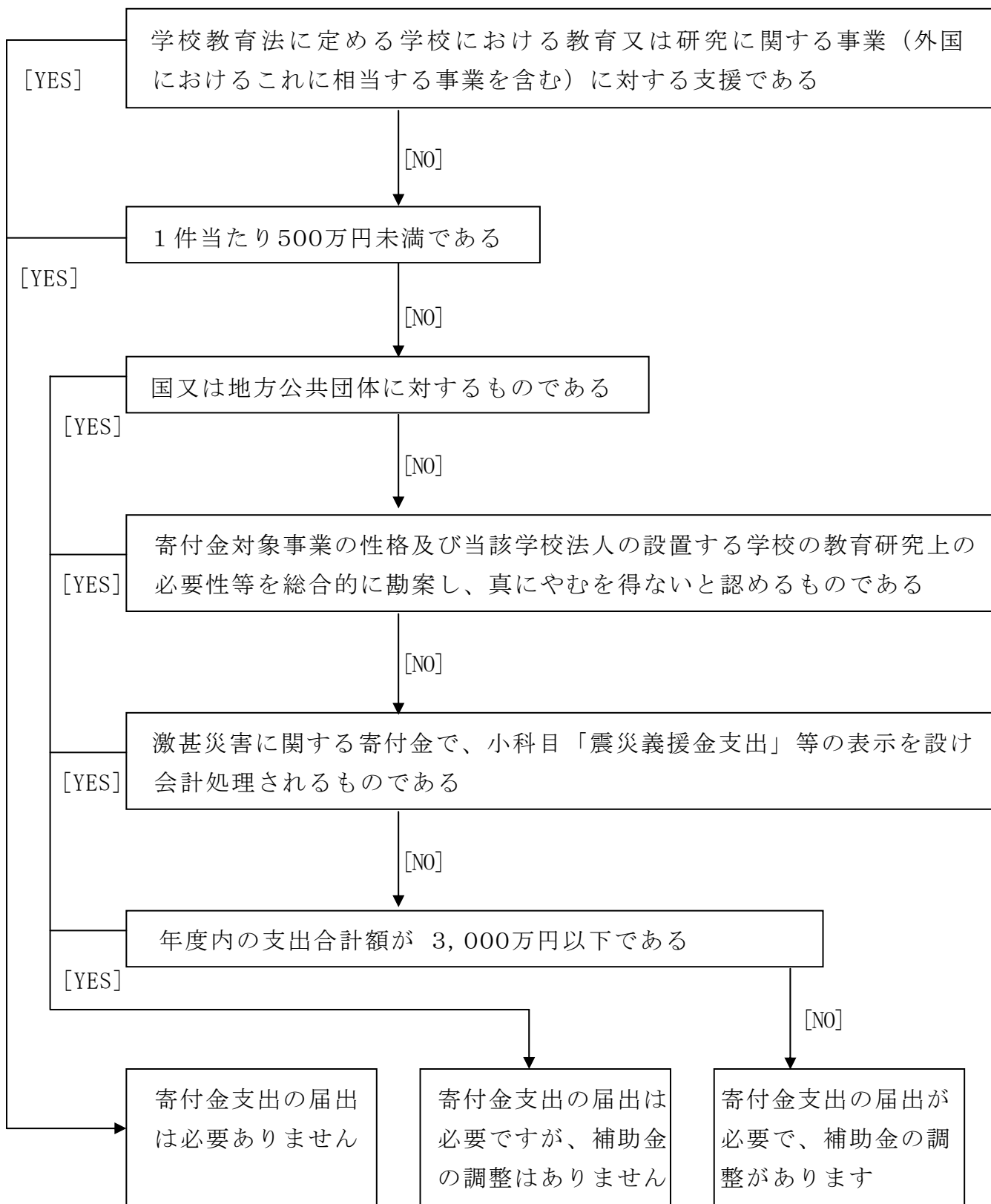
##### 6. 事務処理等による調整

学校法人又はその設置する私立大学等若しくは学部等における経営管理状況、財政状況、事務処理状況等を総合的に勘案し、必要があると認められるときは、増額又は減額調整を行う。  
＜配分基準Vの7＞

##### 7. 会計検査院指摘法人に係る調整

会計検査院の指摘事項等に基づき補助金の返還を命じられた場合には、一般補助の10%に相当する額を限度として、当該返還を命じられた金額に相当する額を一般補助から減額できる。  
＜取扱要領4の(3)、配分基準VIの2＞

## (2) 寄付金支出に係る届出の必要の有無について



※ 寄付金支出届出書の様式については、141 頁をご覧ください。  
また、電子窓口にも掲載しております。

## 8. 一般補助圧縮率の推移

年 度	一般補助 (退職金財団掛金補助を除く)	退職金財団掛金補助	圧縮額 (百万円)
4	0.9673069	—	7,590
5	0.9702446	—	6,892
6	0.9593791	—	9,523
7	0.9591893	—	9,575
8	0.9576781	0.8908325	9,517
9	0.9585295	0.8703369	9,358
10	0.9566276	0.8634994	9,687
11	0.9770406	0.8427139	5,028
12	0.9924248	0.8415900	1,637
13	0.9620953	0.8494714	8,365
14	0.9590708	0.8416710	9,031
15	0.9271633	0.8279280	16,425
16	0.9164675	0.8038711	18,622
17	0.8736459	0.8011720	29,524
18	0.7595544	0.7984819	65,075
19	0.7814823	0.7946140	56,714
20	0.7489807	0.7936230	67,112
21	0.7181643	0.7919025	77,624
22	0.7091996	0.7892204	79,888
23	0.8327009	0.7803659	53,018

## 9. 特別補助について

### <配分基準 Vの6>

私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認められるときは、文部科学大臣の承認を得て、別記7に定めるところにより教育研究経常費の補助金の基準額をそれぞれ増額できるものとする。

### <配分基準 別記7（特別補助）>

配分基準Vの6の規定に基づき、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、当該年度5月1日現在で、当該大学等の基本的使命・役割と保有する機能及びその比重（特に重点を置く機能）等を明示している大学等に対し、増額するものとする。

### 平成23年度の特別補助項目

#### I 成長分野で雇用に結びつく人材の育成

- |                       |
|-----------------------|
| (1) 成長分野で雇用に結びつく人材の育成 |
| (2) 医学部入学定員の増員        |
| (3) 災害復旧支援に関する取組み     |

【平成23年度圧縮率：0.9998805】

#### II 社会人の組織的な受入れへの支援

- |                     |
|---------------------|
| 1 正規学生としての受入れへの支援   |
| 2 多様な形態による受入れに対する支援 |
| 3 社会人の受入れ環境整備への支援   |

【平成23年度圧縮率：0.9998805】

#### III 大学等の国際交流の基盤整備への支援

- |                       |
|-----------------------|
| (1) 海外からの学生の受入れ       |
| (2) 海外からの教員の招へい       |
| (3) 学生の海外派遣           |
| (4) 教員の海外派遣           |
| (5) 大学等のグローバル化に向けた取組み |

【平成23年度圧縮率：0.9998805】

#### VII 東日本大震災に係る支援

- |                 |
|-----------------|
| 1 教育研究活動復旧費     |
| 2 学費減免に対する経常費助成 |
| 3 被災私立大学等復興特別補助 |

【平成23年度圧縮率：1.0000000】

#### IV 大学院等の機能の高度化への支援

- |                           |
|---------------------------|
| 1 大学院における研究の充実            |
| 2 研究施設運営支援                |
| 3 大型設備等運営支援               |
| 4 学内施設・設備の共同利用            |
| 5 戦略的研究基盤形成支援             |
| 6 産学連携の推進                 |
| 7 大学間連携等による共同研究           |
| 8 専門職大学院等支援               |
| 9 法科大学院支援                 |
| 10 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実 |

【平成23年度圧縮率：0.9998805】

#### V 未来経営戦略推進経費

- |                      |
|----------------------|
| 1 未来経営戦略推進経費         |
| 2 経営改善計画に向けた取組み      |
| 3 経営基盤強化に貢献する先進的な取組み |

【平成23年度圧縮率：1.0000000】

#### VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実

- |                      |
|----------------------|
| 1 (1) 授業料減免事業等支援経費   |
| 1 (2) 学生の経済的支援体制等の充実 |
| 2 私立大学奨学事業支援経費       |

【平成23年度圧縮率：1.0000000】

※各補助項目の対象及び算定方法は、「配分基準別記7（特別補助）」において個別に規定されます。

(96～104頁「第四章 特別補助調査票等の再確認にあたって」を参照してください。)

## 10. 定員充足状況による不交付措置（欠格）

### （1）定員充足状況により補助金不交付となる場合

#### <取扱要領 4の(9)>

事業団は、私立大学等又は私立大学等に所属する学部等（以下「学部等」という。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。

ただし、ア及びイ③にあっては、大学院の研究科（学校教育法第103条に定める学部を置くことなく大学院を置く大学（以下「大学院大学」という。）を除く）、夜間部、通信教育部及び短期大学設置基準第19条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科を除いて適用し、イの①及び②にあっては、大学院の研究科（大学院大学を除く。）及び通信教育部を除いて適用するものとする。

#### ア 私立大学等に係る補助金を交付しないもの

- ① 当該年度の5月1日現在の在籍学生数（大学設置基準第30条の2又は短期大学設置基準第16条の2に定める修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）については、別記1により算定した人数により取扱うものとする。以下同じ。）の収容定員に対する割合が1.50倍以上の私立大学等 **<収容定員欠格>**
- ② 当該年度の5月1日現在の入学者数が当該私立大学等に所属する学部等ごとの入学定員に1.30（収容定員8,000人以上の大学等は1.20\*、医学部、歯学部及び生命歯学部（以下「医歯学部」という。）は1.1）を乗じた人数を合計した数以上の私立大学等。 **<入学定員欠格>**  
ただし、設置している学部等が一つの学部等の大学等で、当該学部等（医歯学部を除く。）が過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満であり、かつ過去3か年間の各年度ごとの入学者数を合計した数が、過去3か年の各年度ごとの入学定員に1.30（収容定員8,000人以上の大学等は1.20\*）を乗じて得た人数を合計した人数以内である場合は除く。

#### イ 学部等に係る補助金を交付しないもの

- ① 当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が1.50倍以上の学部等 **<収容定員欠格>**
- ② 当該年度の5月1日現在の入学者数の入学定員に対する割合が1.30倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.20\*倍以上、医歯学部は1.1倍以上）の学部等。 **<入学定員欠格>**  
ただし、当該学部等において過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満であり、かつ過去3か年間の各年度ごとの入学者数を合計した数が、過去3か年間の各年度ごとの入学定員に1.30（収容定員8,000人以上の大学等は1.20\*）を乗じて得た人数を合計した人数以内である場合は除く。この場合において、当該学部が医歯学部である場合及び同一学校において、当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の学部等を有する場合は、このただし書きは適用しないものとする。
- ③ 当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の学部等。  
ただし、次のaからcの一に該当する場合は除く。この場合において、b又はcにあっては、同一学校において、補助金の不交付となる入学定員超過率以上の学部等を有する場合は適用しないものとし、連続して適用する場合、平成15年度以降においてb又はc（前年度以前はこれに該当する従前の規定。）の適用が開始された年度から起算して3か年を超えて適用しないものとする。
  - a 学部等が設置されている地域が災害を受ける等、特殊な事情があるもの
  - b 当該年度の学校全体（昼間部に限る。）の収容定員充足率が50%以上であるもの
  - c 当該学部等の翌年度の入学定員減（編入学定員の減を含む。）を含む経営改善計画について、学校法人として意思決定がなされているもの。ただし、当該学部等が大学にあっては、収容定員1,000人以下、短期大学・高等専門学校にあっては、収容定員500人以下の学校に設置されている場合に限るものとする。

※ ア②及びイ②中、「1.20」とあるのは、平成23年度においては「1.30」、平成24年度においては「1.25」に読み替えて適用するものとする。<取扱要領 附則>



## (2) 補助金不交付となる定員超過率の推移

区 分	収容定員超過率 $\left(\frac{\text{在籍学生数}}{\text{収容定員}}\right)$	入学定員超過率 $\left(\frac{\text{入学者数}}{\text{入学定員}}\right)$	
		学 部 等 (医・歯学部を除く)	医・歯学部
昭和48年度	7.0 倍以上	7.0 倍以上	
49	6.0 "	6.0 "	
50	5.0 "	5.0 "	
51	4.0 "	4.0 "	
52	3.0 "	3.0 "	
53	3.0 "	3.0 "	
54	3.0 "	2.85倍以上	1.4 倍以上
55	3.0 "	2.7 "	1.3 "
56	3.0 "	2.5 "	1.2 "
57	3.0 "	2.5 "	1.2 "
58	3.0 "	2.5 "	1.2 "
59	3.0 "	2.5 "	1.2 "
60	3.0 "	2.35 "	1.2 "
61	2.75 "	2.2 "	1.2 "
62	2.5 "	2.0 "	1.2 "
63	2.5 "	2.0 "	1.2 "
平成元年度	2.5 "	2.0 "	1.2 "
2	2.4 "	1.9 "	1.15 "
3	2.3 "	1.8 "	1.1 "
4	2.2 "	1.7 "	1.1 "
5	2.1 "	1.65 "	1.1 "
6	2.0 "	1.6 "	1.1 "
7	1.9 "	1.55 "	1.1 "
8	1.8 "	1.5 "	1.1 "
9	1.78 "	1.49 "	1.1 "
10	1.76 "	1.48 "	1.1 "
11	1.74 "	1.47 "	1.1 "
12	1.72 "	1.47 "	1.1 "
13	1.70 "	1.47 "	1.1 "
14	1.68 "	1.47 "	1.1 "
15	1.66 "	1.46 "	1.1 "
16	1.64 "	1.46 "	1.1 "
17	1.62 "	1.45 "	1.1 "
18	1.60 "	1.44 "	1.1 "
19	1.58 "	1.43 "	1.1 "
20	1.50 "	1.40 "	1.1 "
21	1.50 "	1.37 "	1.1 "
22	1.50 "	1.34 "	1.1 "
23	1.50 "	1.30 "	1.1 "
24	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.25】 "	1.1 "
25	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.20】 "	1.1 "

注1：平成5年度までの収容定員超過率（従来の学生総定員超過率）及び入学定員超過率は、各学部等（大学にあっては学部、短期大学及び高等専門学校にあっては学科）ごとに適用。

2：平成6年度以降の収容定員超過率及び入学定員超過率は、各学部等ごとのほか学校ごと（昼間部に限る。）にも適用。

3：平成24年度及び25年度の【 】内は収容定員8,000人以上の大学等に対して適用。

### (3) 欠格の計算例(平成24年度の場合)

#### [例1] A大学の例(医歯学部なし・夜間部あり・通信教育部あり)

学部別	学生数	入学定員	入学者数	入学定員 超過率 (%)	欠格 判定	収容定員	在籍 学生数	収容定員 超過率 (%)	欠格 判定
A学部(昼間部)		150	300	200.0%	×	600	1,100	183.3%	×
B学部(昼間部)		250	320	128.0%	○	1,000	1,200	120.0%	○
(昼間部小計)		(400)	(620)	155.0%	(×)	(1,600)	(2,300)	143.7%	(○)
C学部(夜間部)		100	125	125.0%	○	400	590	147.5%	○
D学部(通信教育部)		100	150	—	—	400	680	—	—
計		600	895	—	—	2,400	3,570	—	—

#### ① 学部ごとの判定

- A学部 入学定員欠格(1.30倍以上)及び収容定員欠格(1.50倍以上)に該当する。
- B学部 入学定員欠格及び収容定員欠格に該当しない。
- C学部 入学定員欠格及び収容定員欠格に該当しない。
- D学部 通信教育部のため入学定員欠格及び収容定員欠格の判定をしない。

#### ② 学校全体の判定

昼間部をみると収容定員超過率は143.7%で、収容定員欠格(1.50倍以上)には該当しない。しかし、入学定員に1.30を乗じた数 $((150+250) \times 1.30=520$ 人)以上の入学者(620人)がいるので、入学定員欠格に該当する。

したがって、B学部は学部ごとにみると欠格に該当しないが、学校全体(昼間部のみ)の判定で欠格となり、補助対象外となる。

#### ③ 結果

- A学部とB学部は補助対象外となる。
- C学部(夜間部)とD学部(通信教育部)が補助対象となる。

**【例2】 B大学の例（医歯学部なし・夜間部あり・収容定員8,000人以上）**

学部別	学生数		入学定員 超過率 (%)	欠格 判定	収容定員	在籍 学生数		収容定員 超過率 (%)	欠格 判定
	入学定員	入学者数				在籍 学生数	収容定員		
E学部（昼間部）	1,100	1,300	118.1%	○	4,400	5,500	125.0%	○	
F学部（昼間部）	600	770	128.3%	×	2,400	3,400	141.6%	×	
G学部（昼間部）	350	420	120.0%	○	1,400	1,600	114.2%	○	
（昼間部小計）	(2,050)	(2,490)	121.4%	(○)	(8,200)	(10,500)	128.0%	(○)	
H学部（夜間部）	100	120	120.0%	○	400	520	130.0%	○	
計	2,150	2,610	121.3%	○	8,600	11,020	128.1%	—	

① 学部ごとの判定

- E学部 入学定員欠格及び収容定員欠格に該当しない。
- F学部 入学定員欠格(1.25倍以上)及び収容定員欠格に該当する。
- G学部 入学定員欠格及び収容定員欠格に該当しない。
- H学部 入学定員欠格及び収容定員欠格に該当しない。

② 学校全体の判定

昼間部をみても収容定員超過率は128.0%で、収容定員欠格（1.40倍以上）には該当しない。また、入学定員に1.25を乗じた数（(1,100+600+350)×1.25=2,563人）未満の入学者（2,490人）であるため、入学定員欠格にも該当しない。

③ 結果

- F学部は補助対象外となる。
- E学部とG学部とH学部（夜間部）が補助対象となる。

※ 平成24年度から定員規模を勘案した取扱いを導入し、収容定員が8,000人以上の大学等に対しては、不交付となる定員超過率を引き下げる。

区分	収容定員超過率 (在籍学生数/収容定員)		入学定員超過率(入学者数/入学定員)		
	1.50倍以上	収容定員8,000人以上の学校	1.30倍以上	学部等[医・歯学部を除く]	医・歯学部
平成23年度		1.50倍以上		1.50倍以上	1.30倍以上
平成24年度	1.50倍以上	1.40倍以上	1.30倍以上	1.20倍以上 (1.25倍以上)	1.10倍以上
平成25年度	1.50倍以上	1.40倍以上	1.30倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

**【例3】 C大学の例（医歯学部あり・夜間部なし・編入分あり）**

学部別	学生数	入学定員	入学者数	入学定員 超過率 (%)	欠格 判定	収容定員	在籍 学生数	収容定員 超過率 (%)	欠格 判定
医又は歯学部		100	105	105.0%	○	600	650	108.3%	○
I学部（昼間部）		300	510	170.0%	×	1,200	1,600	133.3%	○
J学部（昼間部）		400	500	125.0%	○	1,600	2,770	173.1%	×
J学部 編入分		—	—	—	—	100	210	210.0%	—
J学部 小計		—	—	—	—	1,700	2,980	175.2%	×
計		800	1,115	139.3%	×	3,500	5,230	149.4%	○

① 学部ごとの判定

- 医歯学部 入学定員欠格(1.10倍以上)及び収容定員欠格(1.50倍以上)に該当しない。
- I学部 入学定員欠格(1.30倍以上)に該当する。
- J学部 収容定員欠格(1.50倍以上)に該当する。

② 学校全体の判定

収容定員超過率は149.4%で、収容定員欠格(1.50倍以上)には該当しない。しかし、医又は歯学部の入学定員(100人)の1.1倍(110人)と、その他の学部の入学定員(700人)の1.30倍(910人)を合計した数(1,020人)以上の入学者(1,115人)がいるので、入学定員欠格に該当する。

したがって、医又は歯学部は学部ごとにみると欠格に該当しないが、学校全体の判定で欠格となり、補助対象外となる。

③ 結果

すべての学部が補助対象外となる。

**[例4] D大学の例（医歯学部なし・夜間部なし）**

学部別	学生数	入学定員	入学者数	入学定員超過率(%)	欠格判定	収容定員	在籍学生数	収容定員超過率(%)	欠格判定
K学部（昼間部）		200	290	145.0%	●	900	1,220	135.5%	○
L学部（昼間部）		300	340	113.3%	○	1,200	1,400	116.6%	○
M学部（昼間部）		150	210	140.0%	×	700	990	141.4%	○
計		650	840	129.2%	○	2,800	3,610	128.9%	○

●は取扱要領4（9）イ②のただし書きにより、入学定員欠格に該当しないと判定

**《 参考データ 》**

学部別	要件の内容	過去3カ年度の入学定員超過率			過去3カ年度の平均入学定員超過率（加重平均）	特例判定
		平成21年度	平成22年度	平成23年度		
K学部（昼間部）	入学定員	250	250	200	700	○
	入学者数	325	310	250	885	
	入学定員超過率	130.0%	124.0%	125.0%	126.4%	
M学部（昼間部）	入学定員	200	200	150	550	×
	入学者数	280	250	200	730	
	入学定員超過率	140.0%	125.0%	133.3%	132.7%	

**① 学部ごとの判定**

- K学部 不交付となる入学定員超過率(1.30倍以上)となっているが、特例措置（取扱要領4（9）イ②のただし書き）の適用により、入学定員欠格には該当しない。収容定員欠格(1.50倍以上)にも該当しない。
- L学部 入学定員欠格及び収容定員欠格に該当しない。
- M学部 入学定員欠格(1.30倍以上)に該当する。

**② 学校全体の判定**

収容定員超過率は128.9%で、収容定員欠格（1.50倍以上）には該当しない。また、入学定員の1.30を乗じた数（ $(200+300+150) \times 1.30=845$ 人）未満の入学者(840人)であるため、入学定員欠格にも該当しない。

**③ 結果**

- K学部とL学部が補助対象となる。
- M学部は補助対象外となる。

**【例5】 E短期大学の例**

学部別 \ 学生数	入学定員	入学者数	入学定員 超過率 (%)	欠格 判定	収容定員	在籍 学生数	収容定員 超過率 (%)	欠格 判定
A学科（昼間部）	100	120	120.0%	○	200	293	146.5%	○
B学科（昼間部）	150	190	126.6%	○	300	517	172.3%	×
計	250	310	124.0%	○	500	810	162.0%	×

① 学科ごとの判定

- A 学 科 入学定員欠格(1.30倍以上)及び収容定員欠格(1.50倍以上)に該当しない。  
 B 学 科 収容定員欠格(1.50倍以上)に該当する。

② 学校全体の判定

入学定員に1.30を乗じた数（ $(100+150) \times 1.30 = 325$ 人）未満の入学者（310人）であるため、入学定員欠格には該当しない。しかし、収容定員超過率は162.0%で、収容定員欠格（1.50倍以上）に該当する。

したがって、A学科は学科ごとにみると補助対象とはなるが、学校全体の判定で欠格となり、補助対象外となる。

③ 結果

すべての学科が補助対象外となる。